

人権について考えよう

問 総務課 (☎内線2200、2330)

人権を守ろう！

人権(ヒューマンライツ)とは、私たちが社会生活において、幸福な生活を営むために必要な固有の権利であり、この権利は、日本国憲法によってすべての国民に保障されています。

私たちは、基本的人権をお互いに尊重し合うとともに、それを自分たちの力で大切に守り育てていかなければなりません。

しかし、現実には、この権利を「勝手」や「気まま」とはきちがえ、他人の言うことは少しも聞かず自分だけの意見を主張したり、勝手な行動をとる人がいるため、他人の人権があかされる事件が起きています。



人権擁護委員による「人権教室」

こんなとき人権があぶない！

以下のような例などが、人権がおかされているときと言えます。

- ◆家主や地主から、いやがらせなどにより一方的に追い立てられている。
- ◆外国人だという理由で、アパートやマンションへの入居を拒否された。
- ◆児童、生徒が先生から体罰を受けた。
- ◆公務員から職務執行の際などに、乱暴や不当な扱いを受けた。
- ◆学校やクラブ活動などで、いじめ、リンチ、シゴキなどを受けた。

- ◆みんなから仲間はずれにされたり、差別扱いを受けた。
- ◆夫やパートナーからの暴力、また、ストーカーなどによる侵害を受けた。
- ◆高齢者や子どもが虐待された。
- ◆セクシュアル・ハラスメント(不快に感じる性的な言葉や行動)を受けた。
- ◆変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- ◆ひどい騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

困ったときは、人権擁護委員に相談しよう！

人権擁護委員は、いつでも皆さんの相談に応じていますので、気軽にご相談ください。

相談内容の秘密は守ります。また、相談は無料で、むずかしい手続きもありません。

人権相談には、いじめ・体罰、同和問題をはじめ、家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続など)、借地借家の問題、隣近所とのもめごと、外国人差別など幅広い問題が持ち込まれています。

人権擁護委員ってこんな人

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、それぞれの市町村で国民の基本的人権が侵害されないように絶えず監視しています。

もし、人権侵害があったときには、その相談相手になり、適切な処置を講ずることによって救済をはかります。

また、人権尊重思想の普及高揚にも努めています。

★特設人権相談所開設

家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続、借地借家、金銭貸借、登記、そのほかのことで、心配ごとや困っていることがありますたら気軽にご相談ください。

相談は無料で、プライバシーは厳守されます。
とき／11月29日(木) 午前10時～午後3時
ところ／一中地区公民館(大手町13-9)
※詳しくは、総務課へお問合せください。

★常設相談窓口

とき／月～金曜日 午前8時30分～午後5時
ところ／水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792)